

事業主殿

熊野尾鷲労働基準協会長

携帯用丸のこ盤作業従事者安全教育講習会の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、携帯用丸のこ盤については、その携帯性と使いやすさから、建設業をはじめ、さまざまな業種において広く使用されていますが、これに伴う災害が多発しており、また、その内容も軽微な災害に留まらず、死亡災害に至るケースも毎年後を絶たない状況にあるということです。

これに対処するため、国は、平成 22 年 7 月 14 日付で「建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について」の厚生労働省通達を発しています。当協会では、本年も事業主に代わり標記講習会を下記のとおり開催します。

各事業所におかれましては、当該作業に従事させる関係労働者を受講させられますよう、ご案内申し上げます。



記

- 1 日 時 令和 8 年 2 月 7 日(土) 午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分
※開講 10 分前にご来場下さい。
- 2 会 場 学科・実技：熊野建設業会館(所在地：熊野市井戸町 351-2)
- 3 教育科目 別紙の通り
- 4 受講料等 受講料(テキスト等含む)
(イ) 会員(労基協、林材防、建災防熊野分会、 1 名 7,000 円
建労紀南支部)
(ロ) 非会員 1 名 10,000 円
- 5 受講人員 30 名まで(申込順に受け付けます)
- 6 申込期日 令和 8 年 1 月 20 日(火)迄に当協会に到着するようにして下さい。
- 7 受講申込 別紙申込書に受講料テキスト代等を添えて現金書留で郵送するか、
方 法 又は直接持参してください。或いは、申込書を FAX 又は郵送して、受講料等は振込
でも結構です。
なお、受講申込受付後の取消等による講習会費等の返金は事務処理上できかね
ますので、ご承知ください。但し、受講者の入れ替えには応じます。
- 8 修了証の 全時間、受講された方に修了証を交付いたします。
交 付
- 9 受 講 の 実技の受講は、作業衣、保護帽(又は作業帽)、安全靴、保護眼鏡を着用しますので
注意事項 ご用意ください。学科・実技共マスクを着用してください。

申込先	〒519-4324 熊野市井戸町 351-2 熊野尾鷲労働基準協会 TEL 0597-85-3489 ・FAX 0597-89-7007
銀行振込をされる場合の振込先	
百五銀行熊野支店・普通(口座番号) 334767 熊野尾鷲労働基準協会	

携帯用丸のこ盤作業従事者安全教育講習会カリキュラム

講習日時・科目及び講師 令和8年2月7日(土)

会場:熊野建設業会館 2 階研修室

	時 間	科 目	範 囲
午前	9:00～	開講式	・開講挨拶 スケジュール説明他
	9:10～9:40	関係法令(第5章)	・労働安全衛生法 ・労働安全衛生法施行令 ・労働安全衛生規則及び丸のこ等の労働災害を防止するため当該業務について必要な事項
	9:40～10:10	携帯用丸のこ等に関する知識(第1章)	・携帯用丸のこ盤の構造及び機能等 ・作業の種類に応じた機器及び刃の選定
	10:10～10:20	休 憩	
	10:20～12:00 (休憩10分含む)	携帯用丸のこ等を使用する作業に関する知識(第2章)	・作業計画の作成等 ・作業の手順 ・作業時の基本動作(取扱いの基本及び切断作業の方法)
12:00～13:00		昼 休 憩	
午後	13:00～13:30	携帯用丸のこ等の点検及び整備に関する知識(第3章)	・携帯用丸のこ盤及び歯の点検・整備の方法 ・点検結果の記録
	13:30～14:00	安全な作業方法(第4章)	・災害事例 ・丸のこ使用の良い例・悪い例
	14:00～14:10	休 憩	
	14:10～14:40	実技	・携帯用丸のこ盤の正しい取扱い方法 ・安全装置の作動状況の確認
	14:40～15:00	閉講式	・修了証交付